

## 人相書手配書

外国人を負傷させた男の探索に関して兵庫裁判所から出された触書が、太政官を経て、箱館裁判所から一般へ出された達書。箱館裁判所は明治新政府が蝦夷地に設置した最初の役所。民政一般を担当。

### 解読文

人相

当津切戸町  
木挽渡世  
山田屋太蔵事  
源七  
卅六七才

一中背中肉色黒く  
一顔平面、鼻低く  
一目一ト通り、眉毛濃く  
一薄菊目石在之、其外常体  
但同人女房かせ并悴忠蔵  
召連候事

右之者外国人江手疵を為負  
逃去候ニ付、見当次第早々可申出候、  
外国御交際之儀者於平出  
朝廷重大之御事件ニ付、嚴重ニ  
取調可尋出候、申出候もの二者褒  
美金可遣候、万一心得違、隠置候  
もの於在之者、可為曲事候。此段  
早々可相触もの也

辰  
四月十六日 兵庫 裁判所

右之通兵庫大坂裁判所江  
触達相成候条、其他御領私領  
共固く布告被平出  
仰付候間、其旨相心得、召捕  
次第早々兵庫裁判所江可申  
出もの也

閏  
四月 太政官  
右之通從平出  
太政官被平出  
仰付候間、此段申達候事

辰  
五月 裁判所

### 語句

当津切戸町…兵庫津きれと切戸町。

菊目石(きくめいし)…痘痕(あばた)の異称

可為曲事候…くせごとたるべくそうろう。曲事は道理にそむくこと、違法の意。

平出…平頭抄出。文中に天皇または高貴の人の名や照合を書く時、行を改めて他の行の頭と同じ高さに書くこと(日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』)